

知的財産管理技能検定・次回11月試験

山口・愛媛・沖縄に試験会場を追加。地域キャラクターをPRに起用

— 中小・ベンチャー企業の知財人財の育成にも対応 —

知的財産教育協会(東京都千代田区、会長: 棚橋祐治)は、2013年11月24日(日)に実施する「第16回知的財産管理技能検定」において、山口・愛媛・沖縄に新たに試験会場を追加し、全国16地区で実施します。また、今回より、大企業のみならず、中小・ベンチャー企業における知財人財育成においても当検定をより一層活用いただきやすくなります。

■試験会場を新設した3地区の地域キャラクターを検定PRに起用



当協会では、当検定がより多くの方に活用され、国が推進している知財人材育成によりいっそう貢献できるものになるよう努めておりますが、その実現のためには、

- ・知財学習ニーズに対応した会場の追加(試験機会の増加)
- ・大企業のみならず、中小・ベンチャー企業における知財人財育成への対応

を重要な施策ととらえています。

そこで今回、「大学での知財教育の必修化」「地域における知財学習ニーズの顕在化」等といった動きがあった山口・愛媛・沖縄の3地区に試験会場を追加する運びとなりました。

また、この第16回試験より、中小・ベンチャー企業における知財人財の育成においても当検定をより一層活用いただきやすくなります(詳細は次ページ参照)。

今回は「地域キャラクターと知的財産」をテーマに、上記3地区の地域キャラクター、山口「ちよるる」・愛媛「バリイさん」・沖縄「ピカリヤ〜」を検定PRに起用しました。地域PRや町おこしなどで大活躍のキャラクターたちは、ゆるくても知財です。身近な地域キャラクターを通して知財を感じていただければと思います。本ポスター・リーフレットは全国の学校・書店・企業等で7月より掲示・配布します。

【第16回試験PR～ゆるくても知財～】 http://www.kentei-info-ip-edu.org/2013_11kokuchi

試験日	第16回 2013年11月24日(日) * 申込受付中
実施試験種	1級(特許専門業務)学科試験/1級(コンテンツ専門業務)実技試験 2級(管理業務)学科試験・実技試験/3級(管理業務)学科試験・実技試験 ※1級(特許専門業務)実技試験および1級(コンテンツ専門業務)学科試験の実施はなし
実施地区	北海道、宮城、東京、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、沖縄
申込受付期間	個人 Web 申込期間: 2013年6月27日～10月17日 個人郵送申込・団体申込期間: 2013年6月27日～10月9日
合格発表	2014年1月20日(予定)

※実施地区、申請受付期間、合格発表等とは変更になることがあります。最新の情報は都度検定HPをご確認ください。

【知的財産管理技能検定 年間実施予定】 http://www.kentei-info-ip-edu.org/exam_yotei

【中小・ベンチャー企業に当検定をより一層活用いただく検定試験を目指して】

「知的財産推進計画 2012」(平成 24 年 5 月 29 日知的財産戦略本部決定)において、中小・ベンチャー企業の知財人財の育成・確保を図る観点から、「知財人財育成のための検定制度の活用」として、知的財産管理技能検定の活用を図ることとされ、中小・ベンチャー企業にも留意した試験とするよう、2012 年度中に検討することが促されました。

これを受けて、当協会では、大企業のみならず、中小・ベンチャー企業における知財人財の育成にも当検定を活用していただきやすいように、第 16 回試験より、中小・ベンチャー企業にもより一層留意したものにします。具体的には、特に 3 級実技試験において、一部、中小・ベンチャー企業における場面を想定した出題をする等、大企業のみならず中小・ベンチャー企業でも起こりうる事例を取り上げます。

等級区分	技能検定の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 (2013 年 11 月実施試験より変更、下線部を追加)
1 級	知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度)を基準とする。
2 級	知的財産管理の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題を発見し、大企業においては知的財産管理の技能及び知識を有する上司の指導の下で、又、中小・ベンチャー企業においては外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できる技能及びこれに関する基本的な知識の程度)を基準とする。
3 級	知的財産管理の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題を発見し、大企業においては知的財産管理の技能及び知識を有する上司の指導の下で、又、中小・ベンチャー企業においては外部専門家等と連携して、その課題を解決することができる技能及びこれに関する初歩的な知識の程度)を基準とする。

なお、これに伴い、「試験科目及びその範囲並びにその細目」が一部改正されますが、上記趣旨に合わせた表記上の変更ですので、試験の難易度や出題範囲には変更はありません。

【「試験科目及びその範囲並びにその細目」の一部改正について】 <http://ip-edu.org/chizaikeikaku2012>

当協会では、知的財産に関する知識の普及と啓蒙を活動趣旨としています。当検定がより多くの方に活用され、国が推進している知財人材育成によりいっそう貢献できるものになるよう努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

知的財産教育協会 広報担当・安場 E-mail: press@ip-edu.org

知的財産管理技能検定 HP <http://www.kentei-info-ip-edu.org/>

知的財産教育協会 HP <http://ip-edu.org/>